

臨時採用教職員のための 賃金と権利のしおり

<2020年度版>

《臨採部の要求実現の歩み》

2010年 臨時採用教職員部の新設（部員6人でスタート）
2013年 職種による「保険証の書き換え」なしに
2014年 職種による「年次の繰り越し」可能に
2015年 教員採用試験「特別選考枠」新設
2016年 教員採用試験の受験年齢の引上げ40歳→49歳
〃 年 臨時常勤教員賃金の上限アップ
2017年 〃
2018年 〃
2019年 〃
2020年 臨時常勤教職員賃金の1級の上限撤廃（大幅アップ）
〃 年 職種をまたぐ「年次の繰り越し」可能に
〃 年 年度末の3日間の「空白期間」なしに
〃 年 公立学校共済組合への加入が可能に
〃 年 教員採用試験の受験年齢の引き上げ49歳→59歳
〃 年 臨時常勤教職員の退職手当の支給可能に

岩手県教職員組合臨採部

1、臨時採用教職員の採用形態について

県費によって採用されている教職員は、以下の通りです。

(1) 常勤教職員 P 2～

- 臨時的任用教職員
 - ・定数内の臨時教職員
 - ・加配の臨時教職員
 - ・産休・育休代替の教職員
 - ・病休者等の代替教職員

(2) 会計年度任用職員（非常勤職員） P 12～

- 非常勤講師
 - ・すこやかサポート事業に係る非常勤講師
 - ・学校生活サポート事業に係る非常勤講師
 - ・中学校きめ細やかな指導対応の非常勤講師 など
- 育児短時間勤務代替講師
 - ・育児短時間勤務を請求する職員（教諭）の代替に係る非常勤講師
- スクールサポートスタッフ
 - ・資料作成や授業準備等の補助、印刷業務といった教員をサポートするスタッフ

2、臨時採用教職員の賃金と権利について

(1) 常勤教職員について

賃金

各職種ごとの給料表により定められています。

2019年12月～			
教員 教育職給料表(2)	事務職員 行政職給料表	学校栄養職員 医療職給料表(2)	
号 給 賃 金	号 給 賃 金	号 給 賃 金	
1－1 161,400	1－1 147,400	1－1 152,300	
1－5 167,500	1－5 151,900	1－5 157,800	
〃 〃	〃 〃	〃 〃	
1－11 178,900	1－21 173,200	1－21 186,300	
〃 〃	〃 〃	〃 〃	
1－21 201,900	1－93 249,800	1－85 246,700	
〃 〃			
1－125 309,500			

※教員の場合、短大卒は、1－11～1－125

大学卒は、1－21～1－125の範囲で経験年数に応じて支給されます。

※前歴換算については、「岩手県教育関係者必携（30年度）」のP901を参照下さい。

※上の表はあくまで一部です。詳しい表がみたい方は、下のバーコードを読み取るか、インターネットで『岩手県人事委員会 給与等の状況』と検索して下さい。



2

⑤ 寒冷地手当（11月～3月支給）

下記に示す支給地域に現に居住する職員

〔支給地域〕

盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、宮古市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、岩手郡、紫波郡、和賀郡、胆沢郡、西磐井郡、気仙郡、下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村及び普代村、九戸郡、二戸郡

〔世帯等の区分と支給月額〕

世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
17,800円	10,200円	7,360円

⑥ 期末勤勉手当（給与条例第29・38）

⑦ 支給基礎額 × ① 支給割合 × ② 支給率 で計算され支給されます。

⑦ 支給基礎額

給料月額＋給料の調整額＋教職調整額＋扶養手当＋加算額

① 支給割合（2019年）（人事委員会勧告によって

変動することがあります）

再任用以外の職員

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月	1.3月分	0.905月分	2.205月分
12月	1.3月分	0.905月分	2.205月分
計	2.6月分	1.81月分	4.41月分

●諸手当

賃金のほかに、さまざまな手当（①～⑧）が支給されます。

① 扶養手当

他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていている者について支給されます。ただし、民間・その他から扶養手当を受けていたり、恒常的な収入が年間130万円以上あったりすると扶養手当は支給されません。男女は問いません。

配 偶 者	13,000円
扶 養 親 族	1人につき 6,500円
扶養親族たる子	1人につき 10,000円
配偶者のいない者の扶養1人目	11,000円

※子、孫、弟妹は22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間（1992年4月1日から）

※扶養親族である子のうち、満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子については1人につきさらに5,000円を加算（1998年4月1日）

② 住居手当

① 借家等

家 賃 の 額	支 給 額
0 ～ 12,000円	0円
12,000 ～ 23,000円	家賃額 － 12,000円
23,000 ～ 55,000円	（家賃額 － 23,000円）× ½ ＋ 11,000円
55,000円以上	27,000円

② 下宿の場合、下宿料の次の率分が家賃相当額として支給対象になります。
○電気・ガス・水道料金が含まれている場合 90％
○食費等が含まれている場合 40％

⑦ 在職期間又は勤務期間による支給率

期 末 手 当		勤 勉 手 当	
勤 務 期 間	支給率	勤 務 期 間	支給率
6ヵ月	100/100	6.0月	100%
5ヵ月～6ヵ月未満	80/100	5.5月以上6.0月未満	95
3ヵ月～5ヵ月未満	60/100	5.0月以上5.5月未満	90
3ヵ月未満	30/100	4.5月以上5.0月未満	80
		4.0月以上4.5月未満	70
		3.5月以上4.0月未満	60
		3.0月以上3.5月未満	50
		2.5月以上3.0月未満	40
		2.0月以上2.5月未満	30
		1.5月以上2.0月未満	20
		1.0月以上1.5月未満	15
		0.5月以上1.0月未満	10
		0.5月未満	5

④ 支給率と基準日

基 準 日	6月1日	12月1日
支 給 日	6月30日	12月10日

③ 通勤手当

① 支給対象者

住居と職場の通勤距離が片道2km以上で交通機関、交通用具を常例として使用する職員

② 支給額

（イ）交通機関利用者に対する支給額

全額支給の限度額		60,000円
最高支給限度額	交通機関利用者 併用者 交通用具使用者	75,000円

（ロ）交通用具使用者に対する支給額

片道の使用距離	支給額	片道の使用距離	支給額
2km未満	0	32km以上 34km未満	18,800
2km以上 4km未満	2,100	34km以上 36km未満	19,700
4km以上 6km未満	3,400	36km以上 38km未満	20,700
6km以上 8km未満	4,600	38km以上 40km未満	21,700
8km以上 10km未満	5,700	40km以上 45km未満	23,300
10km以上 12km未満	6,900	45km以上 50km未満	25,900
12km以上 14km未満	8,100	50km以上 55km未満	28,500
14km以上 16km未満	9,200	55km以上 60km未満	31,100
16km以上 18km未満	10,400	60km以上 65km未満	33,700
18km以上 20km未満	11,500	65km以上 70km未満	36,300
20km以上 22km未満	12,600	70km以上 75km未満	38,900
22km以上 24km未満	13,700	75km以上 80km未満	41,500
24km以上 26km未満	14,800	80km以上 85km未満	44,100
26km以上 28km未満	15,800	85km以上 90km未満	46,700
28km以上 30km未満	16,900	90km以上	49,300
30km以上 32km未満	17,900		

2020年1月から

⑦ 義務教育等教員特別手当（2011年 1 月～）

教育職の職員に下記の表の金額が支給されます。

（教育職給料表(二)の適用を受ける者）

※再任用職員以外の職員

号給	職務の級	1 級	号給	職務の級	1 級
1	～ 8	2000	57	～ 60	3500
9	～ 12	2100	61	～ 64	3600
13	～ 16	2200	65	～ 68	3700
17	～ 20	2300	69	～ 72	3800
21	～ 24	2400	73	～ 76	3900
25	～ 28	2600	77	～ 80	4000
29	～ 32	2700	81	～ 88	4100
33	～ 36	2800	89	～ 92	4200
37	～ 40	2900	93	～ 96	4300
41	～ 44	3100	97	～ 104	4400
45	～ 48	3200	105	～ 112	4500
49	～ 52	3300	113	～ 116	4600
53	～ 56	3400	117	～ 124	4700
			125		4800

⑧ 特殊勤務手当

1 非常災害時		
児童生徒の保護・復旧業務	7 時間45分程度	8,000円
特に甚大な場合		16,000円
児童生徒の負傷に伴う救急業務	7 時間45分程度	7,500円
児童生徒の緊急の補導業務	7 時間45分程度	7,500円
2 学校行事		
修学旅行などの宿泊を伴う移動教室等	7 時間45分程度	5,100円
3 対外運動競技等		
引率指導業務に係るもの ＊音楽コンクール等もこれに含む	7 時間45分程度	5,100円
4 クラブ活動		
クラブ活動等指導業務	3 時間程度	2,700円
クラブ活動等指導業務	7 時間45分程度	5,100円

8

(2) 会計年度任用職員について

賃 金

(2020年 4 月現在)

●非常勤講師

- ・すこやかサポート、学校生活サポート 1,560円/時間
- ・体育代替 2,530円/時間
- ・きめ細やかな指導対応 2,530円/時間

●育児短時間勤務代替非常勤講師

2,530円/時間

●スクールサポートスタッフ

950円～1,129円/時間

<諸手当>

会計年度任用職員についても賃金のほかにさまざまな以下の手当（手当てに相当する報酬）が支給されます。（支給内容については常勤教職員と同様です。詳しくはそちらをご覧ください）

③通勤手当 ④へき地手当 ⑥期末手当（勤勉手当はありません）

⑧特殊勤務手当

●調 整 額

① 教職調整額

<義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例>

超過勤務にかわるものとして教育職員（管理職を除く）全員に月例給の 4 %が支給されます。

② 給料の調整額

特別支援学級の担任等に支給されます。

8,500円

休 暇

① 年次休暇

任用期間に応じて、休暇日数が採用時に付与されます。

任用期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
休暇の日数	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日

休 暇

① 年次休暇

- ・年次休暇は任用の日に付与されます。付与される日数は下の表の通りです。
- ・任用期間満了後、引き続き任用された場合は、1年間に限り繰り越すことができます。

1 週間の勤務日の日数		5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
任用期間における勤務日の日数		217日以上	169日から216日まで	121日から268日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
継続勤務年数	任用の日	10日	7 日	5 日	3 日	1 日
	1 年	11日	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年	12日	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年	14日	10日	8 日	5 日	2 日
	4 年	16日	12日	9 日	6 日	3 日
	5 年	18日	13日	10日	6 日	3 日
	6 年	20日	15日	11日	7 日	3 日

② 病気休暇

- ・病気休暇は 3 か月（生活習慣病又は精神疾患の場合は 6 か月、結核の場合は 1 年）の範囲内で療養に必要と認められる期間取得できます。
- ・病気休暇の取得 1 時間ごとに、賃金が減額されます。

②特別休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則より）

2018年 4 月から

種 類	期 間
① 選挙権等公民権の行使	必要な期間
② 証人、鑑定人、参考人等として出頭	必要な期間
③ 職員本人の予防接種又は健康診断	必要と認める時間又は日
④ ドナー休暇	必要と認められる期間
⑤ ボランティア休暇	1 暦年において 5 日の範囲内
⑥ 結婚休暇	7 日以内（週休日・休日・代休日を除く連続した 7 日間）
⑦ 妊娠障害休暇（つわり休暇）	10日以内（1 時間単位でも取得、継続も可）
⑧ 妊娠・出産通院休暇	妊娠23週までに 4 週間に 1 回 24～35週は 2 週間に 1 回、36週以降週 1 回、産後 1 年以内 1 回
⑨ 妊娠中の休息・捕食のための休暇	必要な時間
⑩ 妊娠通動緩和休暇	1 日を通じて 1 時間以内
⑪ 職員の分べん（産前休暇）	産前 8 週間（多胎妊娠14週間）
⑫ 職員の分べん（産後休暇）	産後 8 週間
⑬ 生後 1 年 6 ヶ月に達しない子を育てる場合（育児時間）	1 日 2 回各 1 時間（岩手は労基法より有利） 2 時間のまとめ取りも可
⑭ 子等の看護のための休暇	中学校 3 年生までの子、配偶者、父母、配偶者の父母が負傷、疾病のため看護を必要とする場合、子 1 人について 1 暦年において 5 日以内、2 人以上の場合は10日以内。1 時間単位の取得可能。（10日の休暇を付与される職員であっても、配偶者、父母、配偶者の父母の看護のために取得できる日数は 5 日が上限）
⑮ 短期介護休暇	要介護者 1 人で 5 日 2 人以上で10日 対象 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹（同居条件なし）
⑯ 乳幼児の介助休暇	必要と認められる期間 小学校就学前の子

10

③ 特別休暇（具体的な付与日数は勤務時間等により異なる）

【有給休暇】

- ① 公民権行使 ⑦ 子等の看護休暇
- ② 裁判員・証人 ⑧ 生理休暇
- ③ 結婚休暇 ⑨ 災害時住居減失
- ④ 忌引休暇 ⑩ 災害時通動困難
- ⑤ 夏季休暇 ⑪ 災害危険回避
- ⑥ 短期介護休暇

【無給休暇】

上記以外の常勤職員に付与される特別休暇（キャリアアップ休暇を除く）

さらに、特別休暇の対象を広げるよう県教委と交渉を継続しています。

～2020年 4 月から導入された会計年度任用職員について～

期末手当や上記の新たな権利の付与がありました、今後任用が始まってからでないと見えてこない課題もたくさんあると思われます。「これってどうなってるの?」「それはおかしいでしょ!」といったことがありましたら、各支部、または岩教組臨探部までご連絡ください！

☆臨探部定期大会や臨探部学習交流会もやってます☆

なお、臨時採用教職員部では、日ごろの悩みや不安などを出し合い、相談、共有できる場として学習交流会等を開催しています。組合員の方には案内を出しておりますので、お気軽に参加してください♪

種 類	期 間
⑰ 生理休暇	2 日、但し 2 日をこえる場合は病休となる。
⑱ 配偶者の出産休暇	入院日から出産後 2 週間の間に 3 日以内（分割も可、時間取得可）
⑲ 男性の育児参加のための休暇	妻の出産前後休暇の期間内に 5 日以内（時間取得可） 小 3 までの子を養育する場合
⑳ 忌引（週休日、休日、及び代休日を含む連続する日数） （葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。） ●配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ） ●父・母 ●子 ●祖父母 （職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては 7 日） ●孫 ●兄弟姉妹 ●おじやおば （職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては 7 日） ●父母の配偶者または配偶者の父母 ●子の配偶者又は配偶者の子 （職員と生計を一にしていた場合にあっては、 7 日） ●祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 （職員と生計を一にしていた場合にあっては、 3 日） ●兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 （職員と生計を一にしていた場合にあっては、 3 日） ●おじやおばの配偶者	10日 7 日 7 日 3 日 1 日 3 日 1 日 7 日 1 日 1 日 1 日 1 日
㉑ 父、母、配偶者又は子の祭日	15日目まで命日の法要等 1 日の範囲内
㉒ 夏季休暇	5 日間（7 月 1 日～ 9 月 30 日にとる）
㉓ 節目休暇	勤続16年目～17年目 3 日 ” 26年目～27年目 5 日
㉔ 災害による職員の住居の減失・破壊	7 日
㉕ 災害・交通機関の事故等による出勤困難	必要と認められる期間
㉖ 災害による職員の通勤時間の危険回避	必要と認められる期間

11

3 おわりに

(1) ご意見ください

このしおりは、臨探者の賃金と権利について分かりやすくまとめたつもりです。しかし、至らない点が多々あると思われます。このしおりについて不明な点や改善点等がありましたら、以下の連絡先にご意見をください。

岩教組臨探部 TEL：019（623）3340

(2) 困ったときは相談してください

「年次休暇の残日数が分からない」「こういう場合は、年次ですか?」「職場の仲間と話す時間がない」などの悩みや相談がありましたら、いつでも各支部または本部へご連絡ください。

岩手県教職員組合 TEL：019（623）3305

各支部の電話番号

支部(支会)	電話番号	支部(支会)	電話番号
本 部	019(623)3340	県 南 支 部 いわい支会分室	0191(52)2175
いわて盛岡支部	019(622)4840	南リアス支部 (気仙教育会館)	0192(26)4101
花北遠野支部	0198(23)5234	南リアス支部 (釜石教育会館)	0193(22)1610
花北遠野支部 遠 野 支 会	0198(62)2554	下 閉 伊 支 部	0193(62)1419
花北遠野支部 和 賀 支 会	0197(64)7311	県 北 支 部 (九戸教育会館)	0194(53)3361
県 南 支 部 胆 江 支 会	0197(24)5161	県 北 支 部 (二戸教育会館)	0195(23)3306
県 南 支 部 い わ い 支 会	0191(25)5330		

12

13

14

15